

香川県報



号外

平成 18 年

1月31日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

（環境管理課、廃棄物対策課）

規 則

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和四十四年香川県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表三環境管理室の部一の項中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、同部八の項中第十号を第十三号とし、第六号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第五号を削り、第四号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

8 浄化槽の廃止の届出を受けること。（法十一条の二）

別表三環境管理室の部八の項第三号の次に次の三号を加える。

4 指定検査機関から水質検査の実施に係る報告を受けること。
（法七条二項、十一条二項）

5 浄化槽管理者等に対し、助言、指導又は勧告をすること。（法七条の二第一項・二項、十二条一項、十二条の二第一項・二項）

6 浄化槽管理者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。（法七条の二第三項、十二条の二第三項）

別表四の八の表環境管理室の部一の項中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、同部八の項中第十号を第十三号とし、第六号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第五号を削り、第四号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

8 浄化槽の廃止の届出を受けること。（法十一条の二）

別表四の八の表環境管理室の部八の項第三号の次に次の三号を加える。

4 指定検査機関から水質検査の実施に係る報告を受けること。（法七条二項、十一条二項）

5 浄化槽管理者等に対し、助言、指導又は勧告をすること。（法七条の二第一項・二項、十二条一項、十二条の二第一項・二項）

6 浄化槽管理者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。（法七条の二第三項、十二条の二第三項）

附 則

この規則は、平成十八年二月一日から施行する。

平成十八年一月三十一日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています